平成28年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	16							府省庁	名	内閣府	
対象	税目	個.	人住民税	法人住民稅	事業税	不動産取得税	固定資産税	事業所税	その他	<u>ቱ</u> ()
要望 項目名		事	事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長								
要望内容(概要)		- !	持例措置(D対象(支援	措置を必要	要とする制度の	概要)				
		企業再生税制については、中小事業者の再生を支援する観点から、平成28年3月末までの間、内閣総理大臣及び経済産業大臣が指定する事業再生ファンド(特定投資事業有限責任組合)により債権放棄が行われた場合についても、特例(評価損の損金算入が可能等)が措置されているところ。									
		- !	持例措置の	の内容							
						支援する必要が ∓間延長するこ	-	、事業再生艺	ファント	による債	権放棄が行われ
関係	条文			昔置法第 67 组 第 23 条第 1 I	-	同法第 72 条の	23第1項、同]法第 292 条	第1項	第3号	
	収 込額	_	初年度] 改正増減4	— 又 額〕	(<u> </u>) [平年度] —	(_) (単位	:百万円)
		(1)政策	目的							
安望	理由	事業再生を行う中小事業者への円滑な資金提供を促し、中小事業者の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。									
		(2)施策(の必要性							
		り れ 援	同法の期限 の借り手の してきたる	限終了に際し の経営課題に ところ。	で、金融に応じた最近	機関においては 適な解決策を、	、引き続き、 借り手の立場	貸出条件の変に立って提案	変更等に 客し、十	: 努めると -分な時間	算入されたもの。 ともに、それぞ 引をかけて実行支
		な: 門: て!	企業に対し 家との連 いくことが	っては、問題 携を図りつつ が重要である	を先送りる 、債権放到 。	することなく、	事業再生ファ を含めた、真	ンドの無限責に実効性のあ	責任組合 ある抜本	う員をはじ 的な事業	乗用生等か必要 めとした外部専 再生支援を行っ
						昔置に関しても				· ·	
対応	望に する 或案	_									
							~_: <u>`</u>			16_1	

合理性		系における目的の位	【政策】 7. 地域経済活性化事業等支援政策の推進 【施策】 ①「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進					
	政策の 達成目		事業再生を行う中小事業者への円滑な資金提供を促し、中小事業者の事業再生・経営改善の 実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。					
	置等	負担軽減措 等の適用又 延長期間	平成28年4月1日から平成31年3月31日(3年間)。					
		上の期間中 達成目標	(政策の達成目標と同じ。)					
	政策目 達成状		事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された。					
有効性	要望の適用見	措置の 込み	約110件。 【算出方法】 ①指定を受けている再生ファンドの見込み投資件数:216件 ②事業再生ファンドにおける債権買取件数の割合:約50% ①×②≒110					
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		本特例措置は、事業再生ファンドが金融機関から債権を買い受けて、事業再生に取り組むケースについても、企業再生税制の特例を受けられることを可能にするものであり、中小企業の事業再生・経営支援を促進するうえで有効である。					
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置							
	予算上 の要求 及び金							
	の措	己の予算上 諸置等と 望項目との	_					
	要望の 妥当性	措置の	本件特例措置は、事業再生ファンドが金融機関から債権を買い受けて、事業再生に取り組む ケースについても、企業再生税制の特例を受けられることにより、中小事業者にとって真の経 営支援に繋がる支援を本格化させるための環境を整備するものであり、要望として妥当である。					
	-	ページ	16—2					

税負担軽減措置等の 適用実績	・平成 25 年度 適用件数:1件 ・なお、平成 27 年 8 月までの間に 27 組合が特定投資事業有限責任組合の指定を受けた。
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	事業再生ファンドが金融機関から債権を買い受けて、事業再生に取り組むケースについても、 企業再生税制の特例を受けられることにより、事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を 促し、中小企業の事業再生・経営改善を行うことが可能となった。
前回要望時の 達成目標	事業再生を行う中小事業者への円滑な資金提供を促し、中小事業者の事業再生・経営改善の 実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	中小事業者の事業再生・経営支援に関しては、金融機関において、借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するとともに、 抜本的な事業再生の可能性を探るプロセスを進めてきたところ。今後、産業の新陳代謝を見据えた取り組みの成果が表れると考えられることから、引き続き、時間をかけて取り組むことが必要。
これまでの要望経緯	平成 25 年度: 本特例措置を新設。
ページ	16—3